

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年4月1日
(第110期) 至 平成27年3月31日

虹技株式会社

兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

E01269

目 次

		頁
【表紙】		
第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	6
5	【従業員の状況】	7
第2	【事業の状況】	8
1	【業績等の概要】	8
2	【生産、受注及び販売の状況】	10
3	【対処すべき課題】	11
4	【事業等のリスク】	11
5	【経営上の重要な契約等】	12
6	【研究開発活動】	12
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
第3	【設備の状況】	15
1	【設備投資等の概要】	15
2	【主要な設備の状況】	15
3	【設備の新設、除却等の計画】	16
第4	【提出会社の状況】	17
1	【株式等の状況】	17
(1)	【株式の総数等】	17
(2)	【新株予約権等の状況】	17
(3)	【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	17
(4)	【ライツプランの内容】	17
(5)	【発行済株式総数、資本金等の推移】	17
(6)	【所有者別状況】	17
(7)	【大株主の状況】	18
(8)	【議決権の状況】	19
(9)	【ストックオプション制度の内容】	19
2	【自己株式の取得等の状況】	20
3	【配当政策】	21
4	【株価の推移】	21
5	【役員の状況】	22
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	24
(1)	【コーポレート・ガバナンスの状況】	24
(2)	【監査報酬の内容等】	31
第5	【経理の状況】	32
1	【連結財務諸表等】	33
(1)	【連結財務諸表】	33
(2)	【その他】	70
2	【財務諸表等】	71
(1)	【財務諸表】	71
(2)	【主な資産及び負債の内容】	84
(3)	【その他】	84
第6	【提出会社の株式事務の概要】	85
第7	【提出会社の参考情報】	86
1	【提出会社の親会社等の情報】	86
2	【その他の参考情報】	86
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	87

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【事業年度】	第110期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
【会社名】	虹技株式会社
【英訳名】	KOGI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀田 一之
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
【電話番号】	姫路(079)236-3221
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 谷岡 宗
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
【電話番号】	姫路(079)236-3221
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 谷岡 宗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
虹技術 (当社)	第1回無担保社債 (株式会社三井住友銀行保証付 及び適格機関投資家限定)	平成22年8月31日	90 (60)	30 (30)	1.09	無担保	平成27年8月31日
合計	—	—	90 (60)	30 (30)	—	—	—

(注) 1 () 内書は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
30	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	630	739	2.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,478	1,477	1.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	2	1	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	3,014	3,096	1.0	平成28年 ～ 平成32年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	6	4	—	平成28年 ～ 平成30年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,133	5,320	—	—

(注) 1 「平均利率」については、加重平均利率を記載しておりますが、算定の際の利率及び残高は期中平均によっております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,187	949	660	300
リース債務	1	1	0	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,021	9,893	14,720	20,172
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	265	350	544	889
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	150	145	194	313
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	4.57	4.40	5.88	9.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額(円)	4.57	△0.16	1.47	3.62

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,965	1,867
受取手形	432	524
電子記録債権	0	277
売掛金	※2 4,324	3,824
有価証券	200	—
商品及び製品	987	1,070
仕掛品	818	932
原材料及び貯蔵品	737	707
前払費用	9	9
繰延税金資産	260	235
その他	※2 375	※2 295
貸倒引当金	△41	△22
流動資産合計	10,071	9,722
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 526	※1 636
構築物	262	266
機械及び装置	※7 2,222	※7 1,984
車両運搬具	6	5
工具、器具及び備品	※7 689	※7 692
土地	※1 1,084	※1 1,220
建設仮勘定	64	99
有形固定資産合計	4,857	4,905
無形固定資産		
特許権	4	1
ソフトウェア	7	7
その他	4	4
無形固定資産合計	16	13

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 1,767	※1 2,339
関係会社株式	929	1,129
長期貸付金	※2 91	※2 61
前払年金費用	403	279
その他	196	110
貸倒引当金	△0	—
投資その他の資産合計	3,388	3,920
固定資産合計	8,261	8,839
資産合計	18,333	18,561
負債の部		
流動負債		
支払手形	722	755
買掛金	2,645	2,487
短期借入金	※1, ※6 1,618	※1, ※6 1,648
1年内償還予定の社債	60	30
未払金	※2 1,292	※2 1,281
未払法人税等	206	12
未払消費税等	—	92
未払費用	144	148
賞与引当金	97	98
工事損失引当金	16	—
設備関係未払金	653	369
その他	18	30
流動負債合計	7,474	6,953
固定負債		
社債	30	—
長期借入金	※1 2,926	※1 3,038
繰延税金負債	18	148
退職給付引当金	93	134
未払役員退職慰労金	50	47
その他	8	6
固定負債合計	3,128	3,376
負債合計	10,602	10,329

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,002	2,002
資本剰余金		
資本準備金	587	587
資本剰余金合計	587	587
利益剰余金		
利益準備金	375	375
その他利益剰余金		
配当平均積立金	68	68
別途積立金	578	578
繰越利益剰余金	3,934	4,052
利益剰余金合計	4,956	5,074
自己株式	△68	△68
株主資本合計	7,478	7,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	252	650
繰延ヘッジ損益	△5	△14
評価・換算差額等合計	246	636
新株予約権	5	—
純資産合計	7,730	8,232
負債純資産合計	18,333	18,561

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	※1 15,440	16,193
売上原価	※1 13,512	※1 13,895
売上総利益	1,928	2,297
販売費及び一般管理費	※2 1,763	※2 1,767
営業利益	164	530
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 226	※1 131
その他	※1 100	※1 106
営業外収益合計	327	238
営業外費用		
支払利息	52	48
その他	79	136
営業外費用合計	131	185
経常利益	359	583
特別利益		
退職給付信託一部返還に伴う影響額	9	—
投資有価証券償還益	9	—
国庫補助金	—	※3 68
新株予約権戻入益	—	5
特別利益合計	19	73
特別損失		
固定資産圧縮損	—	※4 66
特別損失合計	—	66
税引前当期純利益	378	590
法人税、住民税及び事業税	350	162
法人税等調整額	△280	37
法人税等合計	70	199
当期純利益	308	390

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
					配当平均 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,002	587	587	375	68	578	3,791	4,813	△67	7,335
会計方針の変更による累積的 影響額								—		—
会計方針の変更を反映した当期 首残高	2,002	587	587	375	68	578	3,791	4,813	△67	7,335
当期変動額										
剰余金の配当							△165	△165		△165
当期純利益							308	308		308
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	143	143	△0	142
当期末残高	2,002	587	587	375	68	578	3,934	4,956	△68	7,478

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	318	△9	308	5	7,650
会計方針の変更による累積的 影響額					—
会計方針の変更を反映した当期 首残高	318	△9	308	5	7,650
当期変動額					
剰余金の配当					△165
当期純利益					308
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）	△65	3	△62	—	△62
当期変動額合計	△65	3	△62	—	80
当期末残高	252	△5	246	5	7,730

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計	
					配当平均 積立金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,002	587	587	375	68	578	3,934	4,956	△68	7,478
会計方針の変更による累積的 影響額							△107	△107		△107
会計方針の変更を反映した当期 首残高	2,002	587	587	375	68	578	3,826	4,848	△68	7,370
当期変動額										
剰余金の配当							△165	△165		△165
当期純利益							390	390		390
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	225	225	△0	224
当期末残高	2,002	587	587	375	68	578	4,052	5,074	△68	7,595

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	252	△5	246	5	7,730
会計方針の変更による累積的 影響額					△107
会計方針の変更を反映した当期 首残高	252	△5	246	5	7,623
当期変動額					
剰余金の配当					△165
当期純利益					390
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）	398	△8	389	△5	384
当期変動額合計	398	△8	389	△5	608
当期末残高	650	△14	636	－	8,232

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末月1か月間の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、構築物及び機械及び装置の一部（太陽光発電設備）については、使途、材質、経済的環境条件等を勘案した耐用年数とし、定額法によっております。

また、工具の一部（木型・金型）については、使途、材質、経済的環境条件等を勘案した耐用年数とし、旧定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～60年

機械及び装置 3年～12年

及び車両運搬具

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末日現在に有する売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に支給した金額を基礎として、支給見積額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく決定方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する決定方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が131百万円減少、退職給付引当金が27百万円増加、繰越利益剰余金が107百万円減少し、1株当たり純資産額は3円27銭減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積りは原価比例法によっております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしております金利スワップについては特例処理によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用するヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息

外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替相場の変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、決算日における有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「受取手形」に表示していた433百万円は、「受取手形」432百万円、「電子記録債権」0百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	359百万円	334百万円
土地	768	768
投資有価証券	78	104
計	1,207	1,207

担保に係る債務

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定分を含む)	4,320百万円	4,486百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	203百万円	126百万円
長期金銭債権	91	61
短期金銭債務	294	281

3 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
PT.H-ONE KOGI PRIMA AUTO TECHNOLOGIES INDONESIA	600百万円	628百万円

4 受取手形割引高

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
受取手形割引高	455百万円	450百万円

5 債権流動化のための受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債権流動化のための受取手形裏書譲渡高	316百万円	363百万円

債権流動化のために行った受取手形の裏書譲渡額のうち、期日前決済の請求を行っていない残高が前事業年度では84百万円、当事業年度では89百万円あり、この金額は「その他」に含めております。

※6 特定融資枠契約

当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため金融機関10社と特定融資枠契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
特定融資枠契約の総額	2,560百万円	2,560百万円
借入実行残高	36	34
差引額	2,524	2,526

※7 当期において、国庫補助金の受入れにより、機械及び装置について66百万円の圧縮記帳を行いました。
なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
機械及び装置	27百万円	93百万円
工具、器具及び備品	0	0
計	28	94

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	37百万円	一百万円
仕入高	1,696	1,655
営業取引以外の取引による取引高	257	86

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67%、当事業年度70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度33%、当事業年度30%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
発送費	481百万円	571百万円
給料賃金	308	328
賞与引当金繰入額	34	34
退職給付費用	60	33
役務費	183	137
減価償却費	2	7

※3 国庫補助金は「円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金」を交付されたものであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	一百万円	68百万円

※4 固定資産圧縮損は、上記※3の国庫補助金を有形固定資産の取得価額から直接減額した価額であります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
機械及び装置	一百万円	66百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 554百万円、関連会社株式 575百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 554百万円、関連会社株式 375百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	14百万円	7百万円
賞与引当金	34	32
たな卸資産	166	179
未払事業税	18	2
未払役員退職慰労金	18	15
退職給付及び年金債務	79	125
投資有価証券評価損	20	18
関係会社株式評価損	21	19
その他	37	22
繰延税金資産小計	411	423
評価性引当額	△58	△53
繰延税金資産合計	353	370
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△111	△283
繰延税金負債合計	△111	△283
繰延税金資産（負債）の純額	242	86

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.3	
住民税均等割等	2.1	
税額控除	△9.9	
評価性引当額の増減（△は減少）	△1.5	
外国源泉税	5.3	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8	
その他	△0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は14百万円、法人税等調整額が14百万円、その他有価証券評価差額金が28百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	3,467	155	1	45	3,621	2,984
	構築物	1,035	36	0	32	1,071	804
	機械及び装置	15,230	278	231	447	15,277	13,292
	車両運搬具	181	3	1	4	183	178
	工具、器具及び備品	3,784	226	37	214	3,973	3,280
	土地	1,084	136	—	—	1,220	—
	建設仮勘定	64	734	699	—	99	—
	計	24,849	1,570	972	744	25,447	20,541
無形固定資産	特許権	133	—	—	2	133	131
	ソフトウェア	16	1	—	2	18	11
	その他	92	—	—	—	92	87
	計	242	1	—	4	244	231

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地	本社	单身寮	取得	136百万円
建物	本社	单身寮	取得	145百万円
機械及び装置	姫路東工場	鋳物鋳造設備	取得	62百万円
工具、器具及び備品	姫路東工場	木型・金型	取得	116百万円
	姫路西工場	木型・金型	取得	87百万円
建設仮勘定	本社	单身寮	取得	145百万円
	姫路東工場	鋳物鋳造設備	取得	62百万円
	姫路東工場	木型・金型	取得	122百万円
	姫路西工場	木型・金型	取得	78百万円

2 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 各資産科目への振替であります。

3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	41	—	18	22
賞与引当金	97	98	97	98
工事損失引当金	16	—	16	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	公告掲載方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 ホームページ (http://www.kogi.co.jp/)
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---------------------------|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第109期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 平成26年6月27日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | (第110期第1四半期) | 自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日 | 平成26年8月8日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第110期第2四半期) | 自 平成26年7月1日
至 平成26年9月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第110期第3四半期) | 自 平成26年10月1日
至 平成26年12月31日 | 平成27年2月12日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | | | 平成26年6月30日
近畿財務局長に提出。 |

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

- | | | | |
|------------------------|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 | 事業年度
(第106期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第107期) | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第108期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第109期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第109期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 内部統制報告書の訂正報告書 | 事業年度
(第106期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第107期) | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第108期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第108期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | 事業年度
(第109期) | 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書 | (第108期第1四半期) | 自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第108期第2四半期) | 自 平成24年7月1日
至 平成24年9月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第108期第3四半期) | 自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第109期第1四半期) | 自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第109期第2四半期) | 自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第109期第3四半期) | 自 平成25年10月1日
至 平成25年12月31日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第110期第1四半期) | 自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日 | 平成26年12月15日
近畿財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

虹技株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 宏之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている虹技株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、虹技株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、虹技株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

虹技株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 宏之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 博信 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている虹技株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。